

---

# 福 津 市

## 国 土 強 靱 化 地 域 計 画

---

(素案)

令 和 年 月

福 津 市

# 目 次

<b>第1章 国土強靱化の基本的な考え方</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画の基本事項.....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	1
3 計画期間 .....	2
第2節 国土強靱化に向けた基本目標.....	3
1 基本目標 .....	3
2 基本的な方針 .....	3
第3節 福津市の地域特性.....	6
1 自然的条件 .....	6
2 社会的条件 .....	8
第4節 福津市の被害想定.....	11
1 対象とする災害 .....	11
2 災害履歴 .....	11
3 災害危険性 .....	12
<b>第2章 起きてはならない最悪の事態に対する脆弱性評価及び推進方針</b> .....	<b>18</b>
第1節 事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態の設定 .....	18
第2節 施策分野の設定.....	20
第3節 起きてはならない最悪の事態に対する脆弱性評価及び推進方針 .....	23
<b>第3章 計画の推進と進捗管理</b> .....	<b>63</b>
第1節 計画の推進体制.....	63
第2節 計画の進捗管理.....	64

# 第1章 国土強靱化の基本的な考え方

---

## 第1節 計画の基本事項

---

### 1 計画策定の趣旨

我が国では、近年、地震や台風、局地的な豪雨等による大規模自然災害が各地で頻発しており、災害への対応について、従前の復旧・復興を中心とした事後対策ではなく、平常時からの事前防災・減災対策の重要性が認識されることとなりました。

このような中、国においては、事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興等に甚大な影響を及ぼす恐れのある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを進めるため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を施行、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下、「国基本計画」という。）を閣議決定（平成30年12月に変更）し、福岡県においては、平成28年3月に「福岡県地域強靱化計画」（以下、「県地域計画」という。）を策定（令和4年3月に改定）しています。

これらを踏まえ、本市においても、大規模自然災害等から市民の生命・財産を守り、強さとしなやかさを持った安心・安全な地域や社会の構築に向けた強靱なまちづくりを推進するための施策に関する基本的な計画として、「福津市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

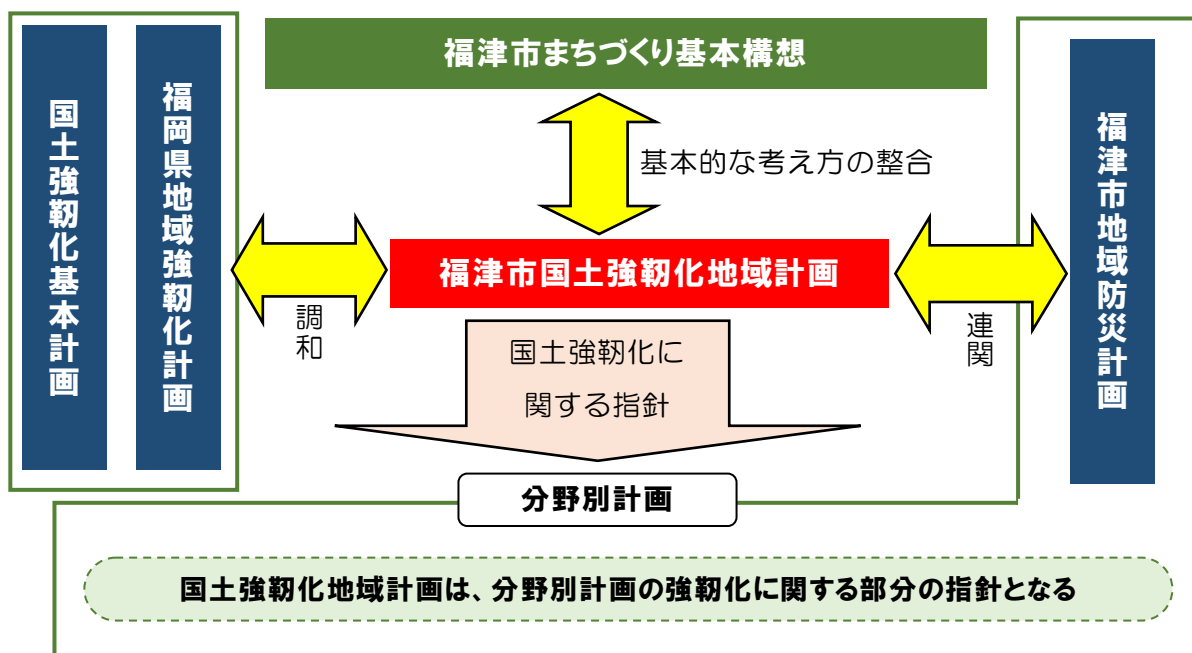
### 2 計画の位置づけ

本計画の法的位置付けは、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、基本法第14条に基づき、国基本計画と調和を保つ計画とします。また、県地域計画が本市を包含する県全域に係る計画であることから、同計画とも調和を保ち、役割分担を図るものとします。

本計画と「福津市まちづくり基本構想」（以下「基本構想」という。）との関係については、基本的な考え方の整合を図るものとし、市まちづくり計画の構成における位置づけは、基本構想と各分野別計画との間に位置し、地域の強靱化に関する分野において、各分野別計画の指針となる計画として、互いをつなぐものとします。

なお、本市では災害対策に関する総合的かつ基本的な計画として、災害対策基本法に基づく「福津市地域防災計画」を策定していますが、同計画は、災害の種類ごとに事前予防対策から発生時の応急対策、復旧・復興対策までを網羅した内容であることに対し、本計画は自然災害における事前防災・減災対策に焦点を当てた内容となり、両計画は互いに連携しながら地域の防災力の向上を図るものとなります。

### 【国土強靱化地域計画の位置付け】



### 3 計画期間

本計画の計画期間は、国基本計画の計画期間（5年間）と調和を図るため、令和4年度から令和8年度までとし、その後は概ね5年ごとに見直すことを基本とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や新たな自然災害の発生、施策の進捗、国県計画の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとなります。

## 第2節 国土強靱化に向けた基本目標

---

### 1 基本目標

本計画の基本目標は、国基本計画や県地域計画との調和を図り、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進し、大規模自然災害等から市民の生命・財産・暮らしを守るため、次のとおり設定します。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

### 2 基本的な方針

国基本計画及び県地域計画と調和を図るため、両計画が掲げる基本的な方針に準じる事を基本に、地域の特性を踏まえ、以下の方針に留意し地域の強靱化を推進します。

#### (1) 強靱化の取組姿勢

##### ① PDCAサイクルの実施

地域の強靱化は長期的な視野を持って計画的に取り組むことが重要であるが、一方で大規模災害はいつ起こるとも知れないことから、短期的な視点に基づきPDCAサイクルによる進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行います。

##### ② 「基礎体力」の向上

災害から「防護する力」のみならず、災害に対する「抵抗力」や災害後の迅速な「回復力」を平常時から高めておくことが重要であり、地域の強靱化の取組を通じて、災害に対する「基礎体力」の向上を図ります。

##### ③ 代替性・冗長性の確保

防潮堤や橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、市民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努めます。

#### ④ 国県支出金等の積極的な活用

求められる事前防災・減災に係る施策には限りがないが、一方で施策を実施するための財源には限りがあるので、事業の実施にあたっては市財政の効率的な運営を念頭に置き、国県支出金や交付税措置のある地方債等の補助財源の積極的な活用に努めます。

#### ⑤ SDGsの推進

強靱化を推進することで、SDGsが掲げる17のゴール(目標)のうち、「目標11(持続可能な都市) 包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間環境を実現する。」に向けた取組を進めます。

#### ⑥ DXの推進

ICT(情報通信技術)を活用した防災情報の収集・伝達手段の多様化など、地域の強靱化に向けてDX(デジタル・トランスフォーメーション)の取組を進めます。

### (2) 取組の効果的な組み合わせ

#### ① ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

防災施設の整備や耐震化等のハード対策と、訓練や防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。

#### ② 各主体との連携の強化

近隣の自治体との連携はもとより、国や県との連携強化を図り、災害時の応援体制の実効性を確保します。

#### ③ 「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携

地域の強靱化を効果的に推進するためには、行政による支援(公助)のみならず、自分の身は自分で守ること(自助)や、地域コミュニティや自主防災組織、NPOで協力して助け合うこと(共助)が不可欠であり、これらを適切に組み合わせ、官と民が連携及び役割分担して一体的に取り組みます。

### (3) 地域の特性に応じた施策の推進

#### ① 施設等の効率的かつ効果的な維持管理(社会資本の老朽化対策)

公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、福津市公共施設等総合管理計画及び同個別施設計画等に基づき、効率的かつ効果的な維持管理を行います。

**② 地域強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備**

地域コミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において防災を推進するリーダーの育成・確保に努め、地域の強靱化を社会全体の取組として推進します。

**③ 女性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人等への配慮**

災害時にすべての市民が円滑かつ迅速に避難できるよう、要介護高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者の実情を踏まえ、きめ細かな対策を講じます。また、旅行者等の一時滞在者や外国人に対しても、平常時の取組を含め配慮を行います。

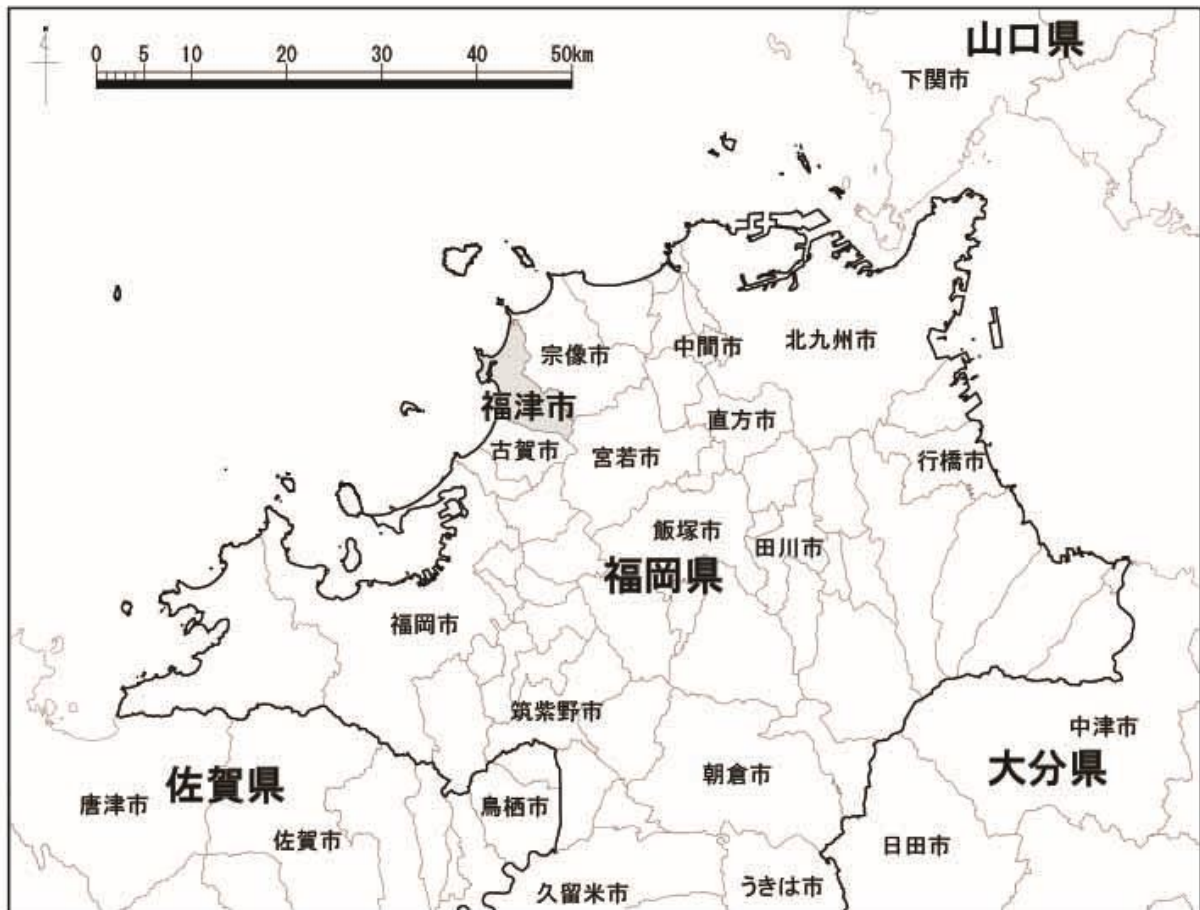
## 第3節 福津市の地域特性

### 1 自然的条件

#### (1) 位置、面積

本市は、福岡県の北部にあり、福岡市と北九州市の間に位置し、北は宗像市、南は古賀市、南東は宮若市、西は玄界灘に面しており、市域面積は52.76km<sup>2</sup>です。

広域的な交通利便性に富んでおり、交通網は東西にJR鹿児島本線、国道3号が延び、海岸線と並行して国道495号が走っています。





## (2) 地勢

本市は、西部を玄海国定公園に指定された海岸線と、東部を山林に囲まれた平地で形成されています。海岸線は、渡半島に磯場があるものの、全体的には白砂青松の砂浜となっています。低平地である北側は広大な水田となっており、南側は市街地が形成されています。それらを囲むように、標高 100～300m前後の山々が、東部から北部に連なっており、本木川を源とする西郷川が、中心市街地の中央を東から西に流下し、玄界灘へと注いでいます。

### 【本市の主な河川】

級別	水系	河川名	備考
二級河川	釣川	八並川	水位周知河川
二級河川	西郷川	西郷川	水位周知河川
二級河川	西郷川	大内川	
二級河川	西郷川	本木川	
二級河川	手光今川	手光今川	

## (3) 気象

対馬海流の影響を受け、気候は冬季でも比較的温暖で準無霜地帯であり、平均年間降水量はおおよそ 1,700 ミリ弱となっています。

降水量は、例年 6 月中旬から 7 月中旬にわたる梅雨期に多く、また、8 月から 10 月にかけて台風が九州に上陸し、暴風、高波、大雨・洪水が発生することもあります。

### 【本市の気象（平年値）】

月	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (hr)	降水量 (mm)
1月	5.8	9.7	1.7	2.5	100.1	85.7
2月	6.5	10.7	1.9	2.5	118.2	76.3
3月	9.4	13.9	4.4	2.5	159.3	119.1
4月	13.8	18.8	8.6	2.4	185.4	134.4
5月	18.4	23.5	13.4	2.2	200.6	137.0
6月	22.2	26.4	18.6	2.2	139.9	230.2

月	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (hr)	降水量 (mm)
7月	26.2	29.8	23.1	2.2	178.8	302.4
8月	27.0	31.0	23.8	2.2	209.0	177.1
9月	23.3	27.4	19.7	2.1	164.8	150.7
10月	18.0	22.7	13.4	2.0	173.1	84.9
11月	12.7	17.5	7.9	2.0	134.4	91.2
12月	7.8	12.1	3.3	2.3	106.5	76.2
全年	15.9	20.3	11.6	2.3	1,870.1	1,665.2

資料：気象庁「気象統計情報」宗像地域気象観測所（アメダス）  
（注）統計期間は 1991～2020 年の 30 年

### 【台風の平年値】

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
発生数	0.3	0.3	0.3	0.6	1.0	1.7	3.7	5.7	5.0	3.4	2.2	1.0	25.1
接近数				0.2	0.7	0.8	2.1	3.3	3.3	1.7	0.5	0.1	11.7
上陸数					0.1	0.2	0.6	0.9	1.0	0.3			3.0

資料：気象庁「気象統計情報」  
（注）平年値は、1991～2020 年の 30 年平均  
（注）日本への接近は 2 ヶ月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しない。

## 2 社会的条件

### (1) 人口

本市の人口、世帯数（令和 4 年 3 月末現在）は 68,085 人、29,350 世帯であり、福間駅東土地区画整理事業等の効果に伴い、人口、世帯数共に継続的に増加しています。

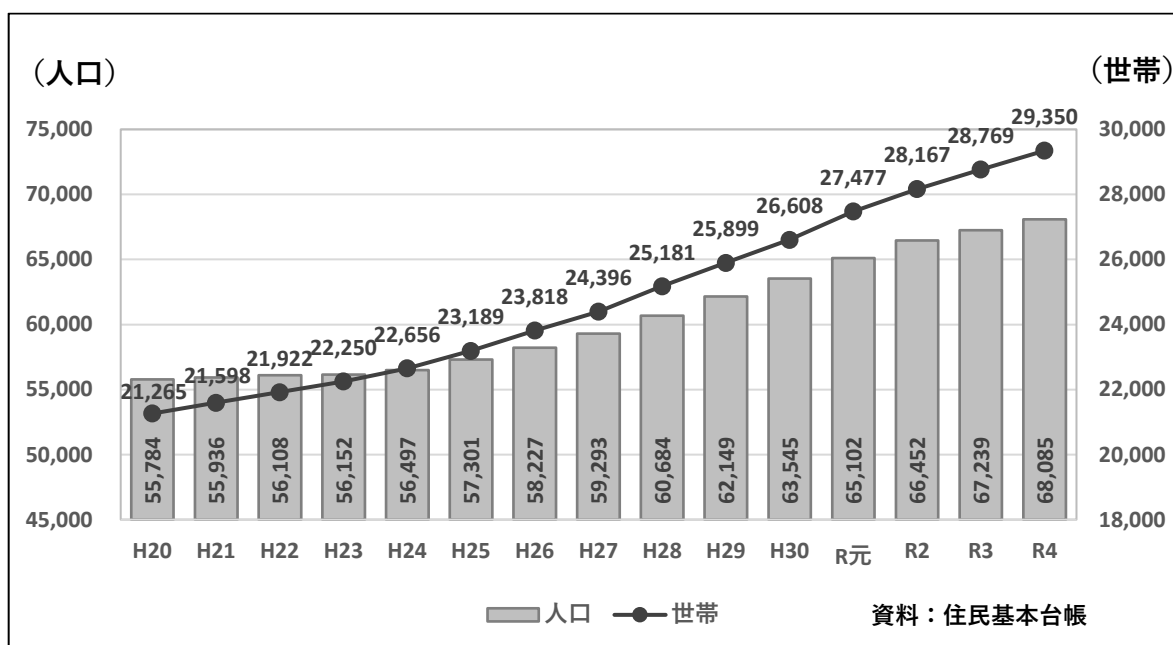
一方で 65 歳以上の老年人口は全体の 27.7%を占め、超高齢社会であることを示しています。

### 【福津市の人口（令和4年3月末現在）】

人 口	68,085 人（男性 32,180 人 女性 35,905 人） （年少人口 11,450 人 生産年齢人口 37,767 人 老年人口 18,868 人）
世 帯 数	29,350 世帯
高齢化率	27.7%

資料：住民基本台帳

### 【福津市の人口推移（毎年度3月末時点）】



## (2) 土地利用の状況、変遷

土地の利用状況を地目別に見ると、宅地が21%、田や畑等の耕地が41%、山林・原野が31%となっています。

福岡地域の経済の中核を担う福岡都市圏の一都市として、昭和40年代の高度経済成長期から近年にかけて宅地化が著しく進み、土地利用の変遷を見ると、昭和30年代（3.7km<sup>2</sup>）から現在（7.6km<sup>2</sup>）の約60年間で宅地・市街地面積が約2倍増加しています。

特徴として、従来の水田や山林・原野として利用されていた土地が、徐々に宅地や都市基盤施設に変化していく傾向が読み取れます。

これは、市街化の進展とともに洪水調整の機能を持っていた水田、山林等の減少につながり、河川自体の治水能力は強化されてきているものの、内水の浸水に対して危険度が増していることを示しています。

【土地利用変遷の状況（単位：％）】

土地利用区分	昭和 30 年代	昭和 50 年代	平成 25 年	平成 29 年
水 田	30	25	26	25
畑・桑畑・果樹園等	8	20	17	16
宅 地	7	16	20	21
山林・原野	51	35	31	31
交通用地・その他	2	3	-	-
河川・湖沼・ため池	2	2	-	-
雑種地	-	-	6	7

資料：昭和 30 年代、昭和 50 年代は国土交通省国土地理院発行の 2 万 5 千分の 1 の土地利用図を参考に、旧版地形図の読図による平成 25 年、平成 29 年は福岡県統計年鑑による

注）合計値は四捨五入の関係上必ずしも 100 とはならない

## 第4節 福津市の被害想定

---

### 1 対象とする災害

市民生活や経済活動に影響を及ぼす災害・リスクとしては、大規模な事故やテロ、原子力等も想定されますが、本計画では、基本法に規定され、また国基本計画及び県地域計画に掲げる大規模自然災害を前提とし、うち本市において災害発生の可能性がある風水害、地震災害、津波・高潮災害を対象とします。

### 2 災害履歴

#### (1) 風水害

本市の風水害は、昭和時代以降で見ると、昭和 28 年の豪雨災害が最も被災規模の大きかった災害となっています。風水害の種別としては、豪雨による西郷川の氾濫、がけ崩れ等の土砂災害が発生しています。

水害に関しては、河川整備が行われる昭和中期頃以前は、豪雨時には西郷川沿いの耕作地に氾濫していましたが、人家等がないため、大きな被害は発生しなかったものと考えられます。その後、人口増加に伴い河川沿いの低地にも宅地が進出してきていますが、西郷川の河川改修整備が進められ、現在のところ西郷川の氾濫にいたるような大規模な水害は発生していません。

本市の近年の災害発生状況を見ると、昭和 55 年に土砂災害が集中して発生しています。発生した土砂災害の種類は、大部分ががけ崩れによる災害で、土石流災害は昭和 56 年以降発生していません。

災害の分布状況では、土砂災害は山麓部や台地周辺部に多く、住宅地や道路の斜面の崩壊が多く発生しており、被害のほとんどが家屋の一部損壊程度以下となっています。また、河川の氾濫は昭和 28 年の大水害以来、床下床上浸水はほぼ見られないが、西郷川支川の低地周辺部では内水による浸水の危険性を有しています。

#### (2) 地震災害

福岡県は、日本の中でも地震による被害を受けた経験が少ない地域でしたが、2005 年 3 月 20 日の福岡県西方沖地震（マグニチュード 7.0）により、福岡市（震度 6 弱）で甚大な被害を経験しました。本市の被害は、震度 5 弱で、負傷者 1 人（重傷）、家屋の半壊 2 棟、一部破損 33 棟となっています。

また、福岡県では福岡管区气象台での有感地震記録によると、1904 年の観測開始以来、震度 5 以上を観測したのは、福岡県西方沖地震とその後の地

震活動（本市は震度 5 弱）、及び 2016 年 4 月の熊本地震（大川市等で震度 5 強、本市は震度 4）の 3 回で、震度 4（1941 年、1996 年日向灘、1968 年の愛媛県西方沖、1991 年周防灘）を 4 回経験しています。

### (3) 津波災害

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、東北地方の太平洋岸を中心に大規模な津波災害が発生しました。

全国的に津波の発生地域を見ると、日本海溝や相模トラフがあるプレート間型の大きな地震が発生する太平洋岸が多く、日本海岸は新潟県沖や北海道南西沖で数件発生していますが、太平洋岸と比較すると少なくなっています。

日本海では、1983 年日本海中部地震や 1993 年北海道南西沖地震に伴い津波が発生していますが、九州北部海岸で 10 数回の潮位変動が観測されたのみとなっています。一方、周防灘では南海地震等に伴って大分県で数十回の津波が記録されているものの、福岡県沿岸の津波の記録はありません。

また、2005 年福岡県西方沖地震においては、津波による被害は起こっていません。

## 3 災害危険性

本市では、「福岡県地域防災計画」（令和 3 年 9 月修正版）、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成 24 年 3 月、福岡県）、「津波に関する防災アセスメント調査報告書」（平成 24 年 3 月、福岡県）等において、風水害及び地震、津波の災害危険性等を検討しました。

その概要は、次のとおりです。

### (1) 風水害

本市において風水害を受ける可能性のある対象は、次のとおりです。

#### 【福津市が風水害により被害を受ける可能性のある箇所】

災害形態	危険区域・箇所	箇所数
水害	重要水防箇所（河川）【県知事管理区間】	4箇所
	重要水防箇所（海岸）【県知事管理区間】	1箇所
	災害危険河川区域	16箇所
	防災重点農業用ため池	92箇所
	ため池及び頭首工	7箇所

災害形態	危険区域・箇所	箇所数
土砂災害	砂防指定地箇所	4箇所
	土石流危険渓流	23箇所
	地すべり危険箇所	1箇所
	急傾斜地崩壊危険区域	13箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面Ⅰ）	45箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面Ⅱ）	98箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（人工斜面Ⅰ）	12箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（人工斜面Ⅱ）	13箇所
	土砂災害(特別)警戒区域 土石流	27箇所
	（ // うち土砂災害特別警戒区域）	（27箇所）
	土砂災害(特別)警戒区域 急傾斜地の崩壊	233箇所
	（ // うち土砂災害特別警戒区域）	（203箇所）
土砂災害警戒区域 地すべり	1箇所	
山地災害	山腹崩壊危険地区（民有林）	13箇所
	崩壊土砂流出危険地区（民有林）	13箇所
水害、土砂災害等	道路危険箇所	15箇所

資料：福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ 災害危険箇所一覧）（R3.9）

また、福岡県は水防法の改正（平成 27 年 5 月）に基づき、洪水予報河川や水位周知河川、洪水予報河川や水位周知河川以外の想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水する範囲や浸水深を示した洪水浸水想定区域図を公表しました。本市域では水位周知河川として八並川（平成 30 年 4 月公表）、西郷川（平成 31 年 3 月公表）、洪水予報河川や水位周知河川以外の河川として手光今川（令和 4 年 5 月公表）・大内川・本木川（令和 3 年 5 月公表）が該当します。

## (2) 地震災害

福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成 24 年 3 月）では、福岡県の代表的活断層（水縄断層系、小倉東断層系、西山断層系、警固断層系の 4 つの断層系）が活動した場合と、震度 5 強程度となるようなマグニチュードで深さ 10km を想定した場合の被害想定をしています。この中で、本市の被害が大きくなるのは、基盤に一定の振動を与えたケース（震度 5 強）、ほぼ同程度の被害状況となる西山断層で地震が発生したケース（震度 5 強）、ついで福智山断層（震度 5 弱）、警固断層（震度 5 弱）の順となっています。小倉東断層、水縄断層、既往地震（糸島地震）のケースでは、本市の震度は 4 以下であり影響は少ないという結果となっています。

次に、本市域で考えられる最大の地震（福岡県西方沖地震同等）を想定し、被害想定を算出します。

### 【福津市の地震被害想定結果】

想定地震		西山断層南東部 (※1)	基盤一定 (※1)
地震の規模(M:マグニチュード)		7.3	6.9
震源の深さ		31km	10km
最大震度		6弱	6弱
液状化現象		極めて高い～ 高い	極めて高い～ 高い
斜面崩壊	危険度A箇所数	2	0
	危険度B箇所数	166	161
	危険度C箇所数	12	19
	被災建物棟数	5	0
建物被害棟数	全壊(木造・非木造)	493(448・45)	45(33・12)
	半壊(木造・非木造)	601(543・58)	85(80・5)
	全半壊(木造・非木造)	1,094(991・103)	130(113・17)
	全半壊率(%)	3.76	0.45
火災被害	出火件数	3	0
	焼失棟数	0	0
ライフライン 被害箇所	上水道管	610	173
	下水道管	25	3
	都市ガス管	4	0
	電柱	7	1
	電話柱	10	1



想定地震		西山断層南東部 (※1)	基盤一定 (※1)
道路被害箇所	国道3号	7	12
	国道495号	6	6
	飯塚福間線	2	2
	福間宗像玄海線	1	1
鉄道被害箇所	鹿児島本線	41	119
漁港被害延長 (m)	福間漁港	772	772
	津屋崎漁港	1,100	1,100
人的被害	死者数	31	3
	負傷者数	827	196
	要救出現場数	197	18
	要救出者数	165	15
	要後方医療搬送者数	83	20
	避難者数	960	88
要救護者	食糧供給対象人口	43,991	17,668
	給水対象世帯	17,429	7,000
	生活物資供給対象人口	960	88

資料：(※1) 地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成 24 年 3 月）

注 1) 道路被害、鉄道被害は本市域とは限らない。

注 2) 基盤一定：地表に現れない未知の活断層の存在を考慮すると、福岡県内どこでも地震が生じ得る。そこで、基盤上に一定の地震動を与え、表層地盤の増幅特性の相違のみを考慮して地表加速度及び震度分布図を作成した。

地震動設定の考え方としては、台地・丘陵等の良好な地盤上で震度 6 弱程度となるよう、マグニチュード 6.9、深さ 10km と設定した。これは、特定の地震の発生を想定したものではなく、一市町村内での地震動の分布状況を把握し、市町村の地震対策に資することを目的として、入力地震の規模・深さを設定したものである。

### (3) 津波災害

福岡県では、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づき、津波浸水想定を実施し、津波の区域（浸水域）と水深（浸水深）を公表しています。

平成 28 年 2 月に福岡県が公表した津波浸水結果において本市は、西山断層による津波で最高津波水位が 3.8TP（東京湾平均海面）m、最高津波到達時間が 8 分、影響開始時間が 1 分と予測されています。

### 【影響開始時間、最高津波水位、最高津波到達時間（玄界灘沿岸）】

市町村名	「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の想定地震津波 (F60:西山断層)					
	影響開始 時間(分)	最高津波 水位 (TPm)	最高津波到達 時間(分)	建築物被害棟数 (棟)		人的被害 (死者数)
				全壊	半壊	
福津市	1	3.8	8	0	1	0

#### ※留意点

- ・影響開始時間は、初期水位から 20cm 上昇する時間とし、各市町の主要地点における最短のものを用いています。
- ・最高津波到達時間は、各津波のうち、最高津波水位となるものの到達時間を採用しました。
- ・津波が高くなる波源と、早く到達する波源は必ずしも同じでないため、市町によっては影響開始時間として採用した波源と、最高津波水位として採用した波源で異なることがあります。

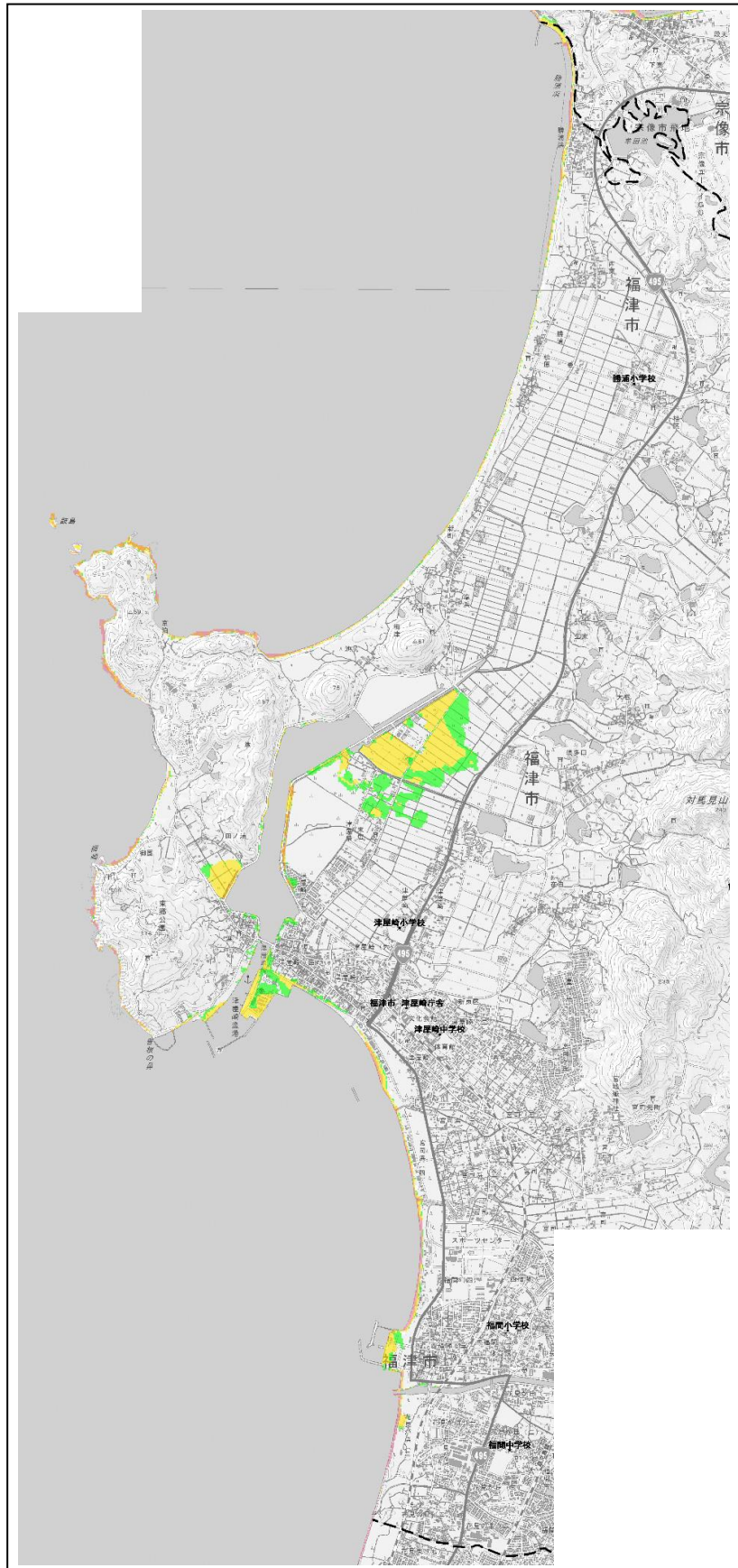
また、福岡県は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項に基づき、津波災害警戒区域を平成 30 年 3 月に指定しており、本市の沿岸部も同区域に指定されました。

#### (4) 台風による高潮災害

台風の経路別にみると、台風が本市の東側を通過する場合に北よりの風の吹き寄せ効果により、玄界灘沿岸で高潮の発生するおそれがあります。

福岡県は水防法の改正（平成 27 年 5 月）に基づき、平成 30 年 3 月に「想定される最大規模の高潮」を前提とした高潮浸水想定区域を公表しました。

# 【福津市の津波浸水想定】



資料：福岡県津波浸水想定区域 (H28.2)

# 第2章 起きてはならない最悪の事態に 対する脆弱性評価及び推進方針

## 第1節 事前に備えるべき目標及び起きてはならない 最悪の事態の設定

国基本計画及び県地域計画では、国土強靱化を推進する上での「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」を設定しています。

本計画においては、調和を図る国基本計画及び県地域計画の設定内容、及び本市の地域特性等を踏まえ、次のとおり8つの「事前に備えるべき目標」、その妨げとなる27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	津波・高潮による多数の死傷者の発生
		1-3	河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞
		2-3	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-4	被災地における医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断による経済活動の機能不全
		5-2	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	エネルギーの長期にわたる供給停止
		6-2	上水道等の長期にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止
		6-4	交通インフラの長期にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-2	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大
		7-3	農地・森林等の被害による荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

## 第2節 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策方針の分野については、福津市まちづくり基本構想との基本的な考え方の整合を図るため、基本構想に掲げるテーマ別目標像及び基本方針、基本構想と各分野別計画とを連関するため、「施策実現に向けた取組方針」を用いて設定します。

### 【基本構想テーマ別目標像及び基本方針、施策実現に向けた取組方針】

テーマ別 目標像	基本方針	施策実現に向けた取組方針
1 共育	① 子どもの権利を守り、多様な子どもの居場所や主体的な参加の機会を促進する	○子育て支援の充実 ○教育環境の整備 ○教育施設の整備・改修
	② 子育て中の親を支援する環境を充実させる	○子育て支援の充実 ○産前・産後のサポート ○待機児童の解消
	③ 豊かな体験を育み、社会に開かれた教育を推進する	○地域学校協働活動の推進 ○子育て支援の充実 ○豊かな学習・体験の場の創出
2 地域自治	④ 郷づくりによる地域自治の推進を支援する	○地域福祉・地域間交流の推進 ○郷づくり活動の充実・住民参画の推進
	⑤ 郷づくりの担い手育成と幅広い市民参加を促進する	○郷づくり活動の充実・住民参画の推進 ○市民活動への支援
	⑥ さまざまな個人や団体間の共働を推進する	○地域福祉・地域間交流の推進 ○郷づくり活動の充実・住民参画の推進 ○地域課題解決の支援 ○共生社会の推進
3 健康	⑦ 日常の中での健康づくりの取り組みを推進する	○健康づくりの推進 ○新型コロナウイルス感染症の拡大予防
	⑧ 生涯学習や活躍の機会を通じた生きがいを増進する	○生涯学習・スポーツ・文化の振興 ○図書館の機能的な運営 ○郷育カレッジの展開

テーマ別 目標像	基本方針	施策実現に向けた取組方針
3 健康	⑨ すべての人の自己決定や意思尊重を大切にするしくみを育てる	○人権の啓発 ○福祉の充実 ○男女がともに歩むまちづくり
4 安全安心	⑩ 災害に強いインフラ整備と地域防災力を強化する	○防災・減災事業の充実・防犯対策の強化
	⑪ 暮らしやすさを実感できる生活基盤を整備する	○空家対策・居住環境の整備 ○地域交通体系の整備 ○道路・公園の整備・維持管理 ○河川・水路の整備・維持管理 ○上下水道の整備・維持管理 ○土地利用推進と都市計画区域の整備 ○適切な公共施設・公有資産の運用
	⑫ 社会資本の有効活用と改善の推進体制を整備する	○防災・減災事業の充実・防犯対策の強化 ○適切な公共施設・公有資産の運用
5 環境保全	⑬ 受け継がれてきた自然を守り、育てる	○自然環境の保全 ○史跡整備と文化財の保護 ○世界遺産の保存管理と活用 ○生物多様性の保全
	⑭ 福津の環境を受け継ぐ子孫のために、地球温暖化を緩和する	○カーボンニュートラルの推進
	⑮ 快適な生活環境をつくる	○自然環境の保全 ○し尿処理施設及び生活排水設備の整備
	⑯ 環境を守るための地域共働のしくみをつくる	○カーボンニュートラルの推進 ○自然環境の保全
6 地域産業	⑰ 農水産業分野の収益性を向上させ、担い手を育てる	○1次産業の振興 ○スマート農業への取り組み支援 ○育てる漁業の拡充・経営安定化
	⑱ 多様な産業が連携し、地産地消を促進する	○商品の商品化・販路拡大 ○多様な機関との連携強化
	⑲ 起業・継業促進と事業所誘致で、働く場を増やす	○商工業の振興と雇用促進 ○事業所やオフィスの誘致 ○継業・起業への支援

テーマ別 目標像	基本方針		施策実現に向けた取組方針
7 観光振興	⑳	国内外の人が何度も訪れたいとなる魅力を磨く	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域のにぎわい再生と観光客受入体制の確立</li> <li>○観光拠点の整備</li> <li>○ファンづくりとPRの向上</li> <li>○シビックプライドの醸成</li> </ul>
	㉑	観光拠点を整備し、観光消費額を拡大する	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域のにぎわい再生と観光客受入体制の確立</li> <li>○観光拠点の整備</li> </ul>
	㉒	ブランドの構築や管理、販売促進のための活動を強化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域のにぎわい再生と観光客受入体制の確立</li> <li>○観光拠点の整備</li> <li>○ブランド力向上とシティプロモーションの足進</li> <li>○マーケティング力強化</li> <li>○ファンづくりとPRの向上</li> <li>○シビックプライドの醸成</li> </ul>
8 まちづくり計画推進にあたっての基本的な考え方			<ul style="list-style-type: none"> <li>○持続可能なまちづくりの推進</li> <li>○多様な関係機関との単一的な連携・発信力の拡充</li> <li>○創造的な行政運営による変革の推進</li> <li>○市民サービスの質の向上</li> <li>○広報広聴・情報発信</li> </ul>



### **第3節 起きてはならない最悪の事態に対する脆弱性 評価及び推進方針**

---

27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本市における脆弱性の評価及びリスクシナリオを回避するための推進方針について、次のとおり定めています。

# 1 直接死を最大限防ぐ

## (1) 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
空家対策・居住環境 の整備	都市管理課	旧耐震基準で建築された木造住宅やブロック塀について、地震による倒壊の被害を未然に防止するため、住宅の耐震化や危険なブロック塀等の撤去を推進する必要がある。	住宅の耐震化については、「福津市耐震改修促進計画」に基づき、県の耐震診断支援制度の活用促進のための周知や、耐震改修の支援などを行う。また、通学路や避難路に面する危険なブロック塀については、所有者に対し速やかな改善を促すため、撤去に向けた支援を行う。
	都市管理課	適正な管理が行われていない空家やマンションが老朽危険家屋とならないよう、対策を推進していく必要がある。	空家については、「福津市空家等対策計画」に基づき、所有者に対し適切な管理及び利活用を促し、放置空家の抑制に取り組む。また、マンションについては管理の適正化に向けた取組を行う。

# 1 直接死を最大限防ぐ

## (1) 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
土地利用推進と都市 計画区域の整備	都市管理課	建物の倒壊等に起因して発生する火災について、延焼による被害の拡大を防ぐ必要がある。特に木造住宅や飲食店が密集している地区は、火災の延焼により大規模な被害が発生する恐れがある事から、建物の不燃化を促進する必要がある。	「福津市都市計画マスタープラン」に掲げる土地利用の方針に則し、市街地の形成などの状況を踏まえ、都市計画法に基づき商業地域等において必要に応じ防火地域及び準防火地域の指定を適切に行うとともに、同地域に指定がなされていない地域に対し建築基準法に基づき屋根の不燃化及び延焼の恐れのある外壁の準防火性能化の区域を適切に指定し、市街地における防火対策を促進する。

# 1 直接死を最大限防ぐ

## (1) 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
適切な公共施設・公有資産の運用	契約管財課 防災安全課 人権政策課 いきいき健康課 農林水産課 地域振興課 うみがめ課 都市管理課 郷育推進課 文化財課 まちづくり推進室	災害発生時の施設利用者等の安全の確保や指定避難所等の防災機能の維持に向けて、公共施設等の計画的な改修や修繕等に取り組む必要がある。また、将来の公共施設等の建替えや新たな整備等を行う場合においても、施設の安全性や災害発生時における有効活用等を考慮する必要がある。	市の公共施設等について、「福津市公共施設等総合管理計画」及び個別施設計画等に基づき、施設利用者等の安全の確保に向けて、必要な改修や修繕等を計画的に行う。また、将来の公共施設等の建替えや新たな整備等を行う場合においても、施設の安全性や災害発生時における有効活用を考慮する。
道路・公園の整備・維持管理	都市管理課 建設課	災害発生時において一時的な地区避難場所となり、被災後には災害廃棄物の仮置場、応急仮設住宅建設地等、多用途に利用できる公園について、適切な配置及び維持管理、必要に応じた改修や修繕、整備等を行う必要がある。	公園について、適切な維持管理及び必要に応じた改修や修繕、整備等を行う。

# 1 直接死を最大限防ぐ

## (1) 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
防災・減災事業の充 実・防犯対策の強化	防災安全課 都市管理課	市民等に対し、地震発生の際のゆれやすさや危険度、避難所等の位置、その他迅速な避難を行うために必要な事項等の周知を図る必要がある。	地震災害に対する備えとして、必要な周知事項を盛り込んだ地震ハザードマップの作成及び必要に応じた更新を行い、市民へ周知を行う。
教育施設の整備・改 修	教育総務課	災害発生時の児童・生徒等の安全の確保や指定避難所等の防災機能の維持に向けて、教育施設の計画的な改修や修繕等に取り組む必要がある。また、将来の教育施設の建替えや新たな整備等を行う場合においても、施設の安全性や災害発生時における有効活用を考慮する必要がある。	教育施設について、「福津市公共施設等総合管理計画」及び個別施設計画等に基づき、必要な改修や修繕等を計画的に行う。また、将来の教育施設の建替えや新たな整備等を行う場合においても、施設の安全性や災害発生時における有効活用を考慮する。
子育て支援の充実	こども課	災害発生時の園児・児童等の安全の確保や指定避難所等の防災機能の維持に向けて、児童福祉施設等の計画的な改修や修繕等に取り組む必要がある。また、将来の児童福祉施設の建替えや新たな整備等を行う場合においても、施設の安全性や災害発生時における有効活用を考慮する必要がある。	児童福祉施設等について、「福津市公共施設等総合管理計画」及び個別施設計画等に基づき、必要な改修や修繕等を計画的に行う。また、将来の児童福祉施設の建替えや新たな整備等を行う場合においても、施設の安全性や災害発生時における有効活用を考慮する。

## 1 直接死を最大限防ぐ

### (1) 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
福祉の充実	福祉課 こども課 高齢者サービス課	社会福祉施設や児童福祉施設、高齢者福祉施設等について、災害発生時において入居する要配慮者等の安全を確保する必要がある。	社会福祉施設や児童福祉施設、高齢者福祉施設等の管理者に対し指導・支援を行い、必要に応じた施設の改修や環境整備等を促進する。また、将来の新たな施設の整備が行われる場合においても、入居する要配慮者等の安全を確保するよう指導・支援を行う。

# 1 直接死を最大限防ぐ

## (2) 津波・高潮による多数の死傷者の発生

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
1次産業の振興	農林水産課 福岡県	海岸保全施設や漁港施設等について、津波・高潮による浸水被害を軽減するため、適切な維持管理を行うとともに、計画的に改修や修繕等を行う必要がある。	海岸堤防等の海岸保全施設や防波堤等の漁港施設等について、適切な維持管理を行うとともに、必要に応じて点検調査を行い、調査結果に基づき計画的に改修や修繕等を行う。
自然環境の保全	農林水産課	津波・高潮における被害の軽減に向けて、海岸松林等の防災林の保全を図る必要がある。	海岸松林の保全に向け、病害虫の防除や松苗植樹等を行う。
防災・減災事業の充 実・防犯対策の強化	防災安全課	津波・高潮災害の発生が予想される場合において、市民や観光客等の迅速な避難が促されるよう、防災行政無線をはじめとした様々な情報伝達手段を用いて迅速な周知を行う必要がある。	防災行政無線をはじめとした様々な情報伝達手段が津波・高潮発生の際に迅速かつ適切に運用できるよう、平常時から機器の定期的な保守点検や試験放送を行う。
	防災安全課	津波・高潮からの迅速な避難に向けて、市民等に対し、浸水想定区域、高潮予報等の伝達方法、避難所等の位置、その他迅速な避難を行うために必要な事項等の周知を図る必要がある。	津波・高潮災害に対する備えとして、必要な周知事項を盛り込んだ津波・高潮ハザードマップの作成及び必要に応じた更新を行い、市民へ周知を行う。

# 1 直接死を最大限防ぐ

## (3) 河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
河川・水路の整備・ 維持管理	農林水産課 都市管理課 建設課 福岡県北九州県土 整備事務所	県・市管理河川について、流下能力の維持及び氾濫等の防止に向けて、市排水機場等と併せ、適切な維持管理及び必要に応じた改修・修繕等を行う必要がある。	県・市管理河川について、市排水機場等と併せ、適切な維持管理を行うとともに、老朽箇所(point)の点検を実施し、必要に応じ改修及び修繕等を行う。
防災・減災事業の充 実・防犯対策の強化	都市管理課 下水道課	内水氾濫等による浸水被害をもたらすと想定される地域に対し、被害の軽減・防止を図るため、計画的に対策を行っていく必要がある。	浸水被害が想定される地域を対象として、新たに策定する「雨水総合管理計画（仮称）」に基づき、内水氾濫対策を実施していく。
	都市管理課	近年の激甚化・頻発化する水災害に対応するため、これまでの河川・下水道等の各々の管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域から氾濫域に渡る流域全体で水災害を軽減させる治水対策の取組を推進する必要がある。	国県及び市で組織する北九州・宗像圏域流域治水協議会において、西郷川や手光今川に対し、流域治水を計画的に推進するための協議・情報共有等を行うとともに、流域治水プロジェクトに基づき、役割分担に応じた対策を行う。
	建設課 福岡県北九州県土 整備事務所	市民が浸水に対する避難の準備等を適切に進めるため、市内の主要河川の水位等の状況を安全な場所からリアルタイムで確認できる体制を構築する必要がある。	市民がインターネットを通じて市内の主要河川の水位がリアルタイムで把握できるよう、必要に応じ、ライブカメラ等の整備や適切な維持管理を行う。



1 直接死を最大限防ぐ

(3) 河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
防災・減災事業の充 実・防犯対策の強化	防災安全課	浸水からの迅速な避難に向けて、市民等 に対し、浸水想定区域、洪水予報等の伝 達方法、避難所等の位置、その他迅速な 避難を行うために必要な事項等の周知を 図る必要がある。	浸水災害に対する備えとして、市内の主 要河川について、必要な周知事項を盛り 込んだ浸水ハザードマップの作成及び必 要に応じた更新を行い、市民へ周知を行 う。
	防災安全課	関係機関と連携し、水防体制の強化に努 める必要がある。	「福津市水防計画書」に基づき、浸水の 危険性が高まる出水期前に水防訓練を行 うなど、宗像地区消防本部・市消防団な どと連携の上、水防体制の強化を図る。

# 1 直接死を最大限防ぐ

## (4) 土砂災害等による多数の死傷者の発生

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
防災・減災事業の充 実・防犯対策の強化	建設課	土砂災害への対策として、危険個所を把握し、特に崩壊の恐れのある急傾斜地等に対し災害防止策を実施するとともに、必要な指定等を行う必要がある。	土砂災害を未然に防ぐため、特に崩壊の恐れのある急傾斜地等の危険区域の指定や必要な対策を要請するとともに、その推進に協力する。
	福岡県北九州県土 整備事務所 福岡県農林事務所	豪雨や地震による土砂災害への備えとして、治山・砂防関係施設等の適切な維持管理や必要に応じた整備等を進める必要がある。	治山・砂防関係施設等について、適切な維持管理や必要に応じた整備等を進める。
	都市管理課	国において全国の大規模盛土造成地マップを作成・公表しており、県に加え、本市においても周知を図る必要がある。	公表されている大規模盛土造成地マップについて、市公式ホームページへの掲載等により周知を図る。
	都市管理課	宅地開発にあたり、がけ崩れや土砂の流出等の災害の可能性がある場合は、必要な指導等を行う必要がある。	宅地開発において災害の可能性がある場合、都市計画法の開発許可制度及び宅地造成等規制法に基づき、市開発指導要綱、その許可の技術基準審査において、無秩序な開発防止・防災のまちづくりの観点から、必要な指導、その他適切な規制を行う。

# 1 直接死を最大限防ぐ

## (4) 土砂災害等による多数の死傷者の発生

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
防災・減災事業の充 実・防犯対策の強化	防災安全課	土砂災害からの迅速な避難に向けて、市民等に対し、土砂災害警戒情報等の伝達方法、避難所等の位置、避難経路の確認、その他円滑な避難を行うために必要な事項等の周知を図る必要がある。	土砂災害に対する備えとして、市の土砂災害警戒区域について、必要な周知事項を盛り込んだ土砂災害ハザードマップの作成及び必要な応じた更新を行い、市民へ周知を行う。

1 直接死を最大限防ぐ

(5) 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
防災・減災事業の充 実・防犯対策の強化	防災安全課	災害発生時における迅速な情報把握のため、県及び防災関係機関との連携体制を確保する必要がある。	福岡県防災・行政情報通信ネットワークシステム等を活用し、関係機関から迅速な災害情報の収集を行う。
	防災安全課	災害発生時において、市民に対し、迅速に災害情報を伝達するための様々な手段を確保する必要がある。	市民に対する災害情報の迅速な伝達に向けて、防災行政無線を活用するとともに、エリアメール、防災メールまもるくん等の複数の手段を用いて情報の伝達を行う。
	防災安全課	市民等が災害が発生した際の危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動がとれるよう、防災に関する知識等の周知・啓発を行う必要がある。	市広報紙やホームページ、防災刊行物等を通じ、災害情報の収集方法や避難所等の位置、災害へ備えた知識などの周知を行うとともに、避難訓練や防災教育等の防災関連行事を通じ、啓発を行う。
	防災安全課	災害から市民の生命を守るため、様々な種類の自然災害を想定した避難訓練を行う必要がある。	地震災害に対し迅速な避難行動がとれるよう、市内全域において避難訓練を行うとともに、津波、高潮、洪水、土砂災害など特定の災害被害が想定される地域において、自主防災組織等による任意避難訓練等の実施を促進する。

# 1 直接死を最大限防ぐ

## (5) 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
防災・減災事業の充 実・防犯対策の強化	防災安全課	学校や社会福祉施設等において、災害発生時における要配慮者の安全性の確保に向け、迅速に行動できるよう、避難計画の作成、更新を行う必要がある。	災害被害が想定される区域の学校や社会福祉施設等において、個別避難計画の作成を促進する。
	福祉課 高齢者サービス課	災害対策基本法において避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられたことを受け、地域や関係者による避難支援体制の構築等のため、避難行動要支援者避難支援計画の作成を推進する必要がある。	本市における避難行動要支援者避難支援計画の作成については、地域支えあい制度に基づく支えあい連絡カードを活用している。災害時における要支援者の避難行動の更なる支援体制の確立に向けて、同カードの作成の更なる促進を図る。
	防災安全課	外国人の居住者や観光客に対し防災情報を理解してもらうための取組が必要である。	外国人への防災情報の周知に向けて、外国語の防災パンフレット等により防災知識の普及に努める。
道路・公園の整備・ 維持管理	建設課 福岡県北九州県土 整備事務所	災害時における市民や通勤・通学者等の迅速で安全な避難や、緊急車両の円滑な通行の確保に向けて、必要に応じ主要幹線道路や生活関連道路等の改良・整備を行う必要がある。	災害時における迅速で安全な避難や緊急車両の円滑な通行に向けて、広い幅員の確保や歩道の整備に努めるため、必要に応じ、狭あい道路の幅員の拡幅整備や、通学路における歩道整備等を行う。また、福岡駅周辺における無電柱化の検討を行う。

## 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### (1) 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
防災・減災事業の充 実・防犯対策の強化	防災安全課	災害発生時、流通備蓄や救援物資が届くまでの間において不可欠な食料及び飲料水、日用品、備品等について、公助による備蓄を行う必要がある。	公助による備蓄について、「福津市備蓄計画」に基づき、家屋の全壊・半壊の想定最大避難者数に応じた数量を準備するとともに、保存期間に合わせ、備蓄品の計画的な入れ替えを行う。
	防災安全課	災害発生直後は、行政からの迅速な支援が届きにくくなる場合も起こりうる事から、家庭や企業等において、自助・共助による備蓄の更なる促進を行う必要がある。	自助・共助による備蓄について、「福津市備蓄計画」に基づき、家庭内備蓄・企業内備蓄の促進に向けて、市広報紙等を通じ周知・啓発を図る。
	防災安全課	災害発生時、必要な物資等の迅速な供給体制の構築に向け、民間事業者等と協力体制を構築する必要がある。	災害発生時、必要な物資等の迅速な供給に向け、民間事業所等と流通備蓄に関する協定の締結を推進する。
	防災安全課	救援物資について、指定避難所等に迅速かつ円滑に配送する必要がある。	救援物資の指定避難所等への迅速な配送体制の仕組みの構築を推進する。
上下水道の整備・維持管理	宗像地区事務組合 (経営施設課)	大規模な断水事故等が発生した場合に、迅速かつ適切に応急給水活動が行えるよう、体制及び設備の整備を行っておく必要がある。	迅速かつ適切な応急給水活動の実施に向けて、給水車等による運搬給水など、必要な体制及び設備の整備を行う。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(1) 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
道路・公園の整備・ 維持管理	福岡県北九州県土 整備事務所	災害発生時における国県等からの支援物資の円滑な運送に向けて、緊急輸送道路の適切な維持管理や必要に応じた改修・修繕、損壊した場合における迅速な啓開体制を構築する必要がある。また、電柱倒壊の防止策として無電柱化を推進する必要がある。	緊急輸送道路の適切な維持管理及び必要に応じた改修・修繕、損壊した場合の迅速な啓開体制の構築や、緊急輸送道路の無電柱化の推進を図る。
教育施設の整備・改 修	教育総務課	災害発生時における炊き出し等の必要が生じた場合に備え、使用が可能な施設及び設備を確保しておく必要がある。	指定避難所となる小中学校の給食調理施設について、災害発生時に炊き出しが必要となった場合に備え、「福津市公共施設等総合管理計画」及び個別施設計画等に基づき、必要な改修や修繕等を計画的に行う。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(2) 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
防災・減災事業の充実・防犯対策の強化	宗像地区消防本部	常備消防である宗像地区消防本部は、宗像市と共同で設置している宗像地区事務組合内において組織している。災害発生時において救助活動の中心となる宗像地区消防本部活動の充実・強化を図る必要がある。	宗像地区消防本部については、「宗像地区消防本部消防力整備計画」等に基づき、計画的に組織体制の構築、消防庁舎及び署所の整備、車両・資機材の更新等を行っていく。特に災害発生時において市内の救助活動等の中核施設の1つとなる福津消防署については、今後策定する「宗像地区事務組合公共施設等総合管理計画（仮称）」等に基づき、消防・救急需要の増加や大規模災害時における他地域消防本部からの応援隊の受け入れへの対応等を見据えた施設の整備を行う。
	防災安全課	市では、非常備消防として本部及び各分団、女性班で構成する消防団を組織している。地域防災力の中核となる消防団活動の充実・強化を図る必要がある。	消防団については、団員の確保や訓練等による技術の向上、車両及び資機材の計画的更新、「福津市公共施設等総合管理計画」及び個別施設計画等に基づく格納庫の老朽化等対策等を計画的に実施していく。



## 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### (2) 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
防災・減災事業の充 実・防犯対策の強化	防災安全課	自助・共助による地域防災の推進に向け て、自主防災組織や活動の促進や地域に おける防災リーダーの確保育成を進める 必要がある。	自主防災組織の設立の支援や活動の促進 を行うとともに、地域防災リーダーの確 保育成に向けて地域防災推進員の養成や 防災士の資格取得の推進に努める。

## 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### (3) 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
防災・減災事業の充 実・防犯対策の強化	防災安全課 地域振興課	災害発生時に大量の帰宅困難者が生じた 場合に備え、一時的に滞在できる場所の 確保等について検討する必要がある。	指定避難所での一時滞在中も含め、帰宅困 難者に対する一時避難所の確保の検討を 行うとともに、必要に応じ市内の事業所 等との協定締結を進め、場所を確保する。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(4) 被災地における医療機能の麻痺

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
健康づくりの推進	いきいき健康課 子育て世代包括支 援課	災害発生時において迅速に医療従事者による応急医療を提供できる体制を構築する必要がある。	災害発生時における医療従事者による迅速な応急医療の提供体制の構築に向けて、避難所運営部署とともに検討を行い、宗像・遠賀保健福祉環境事務所や宗像医師会、災害拠点病院である宗像水光会総合病院等との連携を図る。
	いきいき健康課 子育て世代包括支 援課	災害発生時において医薬品等の確保及び提供を行う体制を構築する必要がある。	災害発生時における医薬品等の確保及び提供体制の構築に向けて、避難所運営部署とともに検討を行い、宗像・遠賀保健福祉環境事務所等との連携を図る。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(5) 被災地における疫病・感染症の大規模発生

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
健康づくりの推進	防災安全課 いきいき健康課	避難所等での感染症拡大を防ぐため、平常時から感染症予防対策を進める必要がある。	平常時から感染予防対策を進めるため、宗像・遠賀保健福祉環境事務所との連携を図る。
	子育て世代包括支援課 新型コロナワクチン接種対策室	災害時における避難所等においては、疾病の集団感染等が起こりうる可能性もある事から、集団感染を可能な限り防ぐため、予防接種が可能な疾病については、平常時から予防接種の促進を図る必要がある。	災害時における避難所等においては、疾病の集団感染等が起こりうる可能性もある事から、予防接種が可能な疾病については、平常時から市広報紙等を通じ予防接種の啓発を図る。
	いきいき健康課	感染症流行時において災害が発生した場合は、まん延防止に向けた取組を検討する必要がある。	感染症流行時において避難所を開設することとなった場合は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所と連携し、体調不良者専用の避難所の開設や避難所内における体調不良者の隔離等を市避難所運営部署とともに検討し、集団感染の予防を行う。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(6) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
防災・減災事業の充 実・防犯対策の強化	いきいき健康課 農林水産課 地域振興課 教育総務課 郷育推進課 まちづくり推進室	指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されている公共施設の衛生環境を維持する必要がある。	平常時から指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されている公共施設の環境整備を促進する。
	福祉課 高齢者サービス課 いきいき健康課 郷育推進課	一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、福祉避難所の設置及び施設の衛生環境の維持を図る必要がある。	公共施設における福祉避難所の環境整備を促進する。また、社会福祉協議会等と連携し、高齢者施設や障がい者施設等の福祉避難所への指定を推進する。
	防災安全課 福祉課	災害発生時の避難所の円滑な運営に向けて、平常時から準備をしておく必要がある。	避難所ごとに運営マニュアルを整備するとともに、必要に応じて適切に更新を行う。
健康づくりの推進	いきいき健康課 子育て世代包括支援課	・災害時、避難所における避難が長期に渡る場合、避難者の健康管理を行うため、保健師等が迅速かつ適切に対応できる体制を事前に構築する必要がある。	避難所において、保健師等の市職員医療・福祉有資格者による巡回相談等を通じて、避難者の健康状態を把握するなど、保健活動を行う体制を構築する。

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### (1) 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による機能の大幅な低下

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
防災・減災事業の充 実・防犯対策の強化	契約管財課 いきいき健康課 郷育推進課	災害発生時に災害対策本部を設置する市役所庁舎等について、建物の機能を維持するため適宜改修や修繕等を行う必要がある。	災害発生時に災害対策本部を設置する市役所庁舎等について、「福津市公共施設等総合管理計画」及び個別施設計画等に基づき、必要な改修や修繕等を計画的に行う。
	防災安全課	災害発生時における市の行政機能について、災害応急対応業務と並行し、中断が困難な通常業務を実施できる体制を構築しておく必要がある。	災害発生時における市の行政機能維持に向けて、「福津市業務継続計画（内部指針）」に基づき、体制の整備及び改善に継続的に努める。
	総務課	大規模災害発生時において市単独での災害対応が困難な場合を想定し、能力を補完するため、他自治体等からの支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地域を支援する体制を構築しておく必要がある。	市外からの広域的な行政支援の受け入れに向けて、「福津市災害時受援計画（庁内指針）」に基づき、迅速かつ効果的に被災地域を支援するための体制を確保している。今後は、受援体制の更なる充実を図るとともに、計画の実効性の確保に向けた取組を行う。
	防災安全課	災害時、被災者及び被災住宅等の状況把握及び支援体制の強化を図るため、被災情報の管理体制の向上に向けた取組の検討を行う必要がある。	被災情報の管理体制の向上に向けて、被災者支援システムの導入の検討を行う。

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### (1) 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による機能の大幅な低下

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
持続可能なまちづくりの推進	情報化推進課	災害発生時において基幹系等システムの機能の停止を防ぐ必要がある。また、通信インフラが不通となった際に情報の発着信ができる必要がある。	災害発生時における基幹系等システムの機能維持に向け、通信回線の冗長化や非常用電源の確保、データのバックアップ、クラウド化等を進めるとともに、既存の県セキュリティクラウドやLGWANによる通信のほか、一般のインターネットを用いた庁舎内 Wi-Fi を整備し、情報の発着信の冗長化を図る。

#### 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

##### (1) 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
広報広聴・情報発信	まちづくり推進室	災害発生時における市民への情報発信手段については、防災行政無線等の防災情報通信機器を用いた情報発信を第一義的に行うが、同発信手段が機能不全に陥る場合も想定し、より多くの情報発信手段を確保しておく必要がある。	平常時における市の情報伝達手段としては、市広報紙や公式ホームページ、LINE、Facebook等の様々な媒体がある。災害発生時には、これら情報発信手段を組み合わせながら、より多くの市民に情報を提供できる体制の構築を図る。



## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### (1) サプライチェーンの寸断による経済活動の機能不全

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
防災・減災事業の充 実・防犯対策の強化	防災安全課 地域振興課	市内事業者の災害時における損害の軽減 と事業の継続・早期復旧のため、業務継 続計画（BCP）の策定を推進する必要 がある。	市商工会と連携し、市内事業者に対し業 務継続計画策定の必要性の周知や策定方 法の支援を行う。

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### (2) 食料等の安定供給の停滞

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
1 次産業の振興	農林水産課	災害時において、可能な限り農業生産力及び水産物供給の維持安定を図るため、農業水利施設や漁港施設、農水産物直販施設等の適切な維持管理を行うとともに、必要に応じ計画的に改修や修繕等を行う必要がある。	樋門、ため池といった農業水利施設や、防波堤、岸壁といった漁港施設、農水産物直販施設等の適切な維持管理を行うとともに、必要に応じ計画的に改修や修繕等を行う。

## 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### (1) エネルギーの長期にわたる供給停止

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
防災・減災事業の充 実・防犯対策の強化	防災安全課	災害発生後のエネルギー供給の早期復旧 に向けて、電力・ガス等の迅速な復旧作 業を支援する必要がある。	電力・ガス等のエネルギー供給の早期復 旧に向けた相互協力を行うとともに、災 害に強い施設整備を要請する。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(2) 上水道等の長期にわたる供給停止

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
上下水道の整備・維持管理	宗像地区事務組合 (経営施設課)	災害発生時においても可能な限りの給水ができるよう、水道施設の適切な保守点検や維持管理を行うとともに、計画的に耐震化及び更新等を行う必要がある。	災害発生時において可能な限り給水ができるよう、「宗像地区事務組合水道ビジョン」に基づき、水道施設の適切な保守点検や維持管理を行うとともに、耐震化及び更新等を計画的に行う。
	宗像地区事務組合 (経営施設課)	災害発生の影響により水道施設が被害を受ける場合に備え、可能な限り迅速に復旧できる体制を構築しておく必要がある。	水道施設に被害等が生じた場合は、「宗像地区事務組合水道事業業務継続計画」に基づき、北九州市水道局と連携し迅速な復旧に努める。
	宗像地区事務組合 (経営施設課)	水道施設が甚大な被害を受け、宗像地区事務組合単独での対応が困難となった場合に備え、他水道事業者等と連携を強化しておく必要がある。	水道施設に甚大な被害が生じた場合に備え、福岡地区水道企業団との連携を強化するとともに、事前に復旧にあたり水道工事事業者等と災害時における協定を締結する等、応急復旧体制の整備を図る。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(3) 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
上下水道の整備・維持管理	下水道課	災害発生時においても可能な限り汚水処理ができるよう、下水道施設の適切な保守点検や維持管理を行うとともに、計画的に耐震化及び更新を行う必要がある。	災害発生時において可能な限り汚水処理ができるよう、「福津市公共施設等総合管理計画」及び個別施設計画等に基づき、下水道施設の適切な保守点検や維持管理を行うとともに、耐震化及び更新を計画的に行う。
	下水道課	災害発生の影響により下水道施設が被害を受ける場合に備え、可能な限り迅速に復旧できる体制を構築しておく必要がある。	下水道施設に被害等が生じた場合は、「下水道事業業務継続計画」に基づき、迅速な復旧に努める。
	下水道課	下水道施設が甚大な被害を受け、市単独での対応が困難となった場合に備え、他下水道事業者等と連携を強化しておく必要がある。	下水道施設に甚大な被害が生じた場合に備え、関係機関との連携を強化するとともに、事前に復旧にあたる関連団体等と災害時における協定を締結する等、応急復旧体制の整備を図る。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(3) 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
し尿処理施設及び生活排水設備の整備	うみがめ課	災害発生時においても可能な限りし尿や浄化等汚泥の処理が行えるよう、し尿処理施設の適切な保守点検や維持管理、状況に応じた整備を計画的に行っていく必要がある。	災害発生時において可能な限りし尿や浄化槽汚泥の処理ができるよう、「福津市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、施設管理公共団体によるし尿処理施設の適切な保守点検や維持管理、必要な改修や修繕等を計画的に行うとともに、施設管理公共団体と連携し、し尿や汚泥の収集処理を委託する業者や応援を求める業者、団体等と協定を締結するなど、協力体制の整備を図る。
	下水道課	浄化槽については、単独浄化槽から災害に強く早急に復旧できる合併浄化槽への転換を促進する必要がある。	単独浄化槽から合併浄化槽への転換の促進に向けた支援を行う。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(4) 交通インフラの長期にわたる機能停止

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
道路・公園の整備・ 維持管理	都市管理課 建設課 福岡県北九州県土 整備事務所	災害発生時において交通ルートを確認するため、幹線・生活道路や橋梁等の交通インフラについて、適切に維持管理を行うとともに、計画的に修繕や更新、整備を行う必要がある。	道路や橋梁等の交通インフラについて、「福津市公共施設等総合管理計画」及び個別施設計画等に基づき、点検や維持管理を行うとともに、必要な箇所に対し修繕や更新、整備を計画的に行う。また、広域幹線道路として重要な役割を担っている国県道については、交通量に合った歩道や車道幅員の確保・整備を促進するよう要請する。
	国土交通省九州地方整備局北九州国 土整備事務所	緊急輸送道路及び重要物流道路に指定されている国道3号に損壊等が生じた場合、迅速な啓開体制を構築する必要がある。また、電柱倒壊に伴う道路の通行疎外を未然に防止する必要がある。	橋梁や構築物の点検や維持管理を適切に行い、必要に応じて補修や修繕を行うことで道路機能の保持を図るとともに、道路の損壊等が発生した場合には、迅速な啓開体制を構築する。また、電柱倒壊に伴う通行疎外を防止するため、無電柱化の推進を図る。
	都市管理課	災害時における通行の安全性を向上させるため、急傾斜地の崩壊や落石を防ぐ必要がある。	必要に応じて急傾斜地の適切な維持管理及び整備を進める。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(5) 防災インフラの長期にわたる機能不全

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
防災・減災事業の充 実・防犯対策の強化	契約管財課 いきいき健康課 郷育推進課	市の防災拠点において、大規模災害発生に伴い電力供給が遮断される事態に陥った場合においても、機能を維持する必要がある。	災害発生時に災害対策本部を設置する市役所庁舎等において、非常用電源装置を整備するとともに、適切に維持管理を行う。
	防災安全課 都市管理課	災害発生時に必要な資機材や備蓄品の備蓄に備え、備蓄施設の整備及び適切な管理を行う必要がある。	備蓄倉庫や水防倉庫について、適切な維持管理及び必要に応じた改修・修繕を行う。
	総務課 防災安全課	災害時における受援等物資の集配場所や自衛隊等のヘリコプターの発着場等について、事前に指定を行うとともに、同施設について平常時から適切に維持管理しておく必要がある。	受援品の物資集配拠点や臨時ヘリポートについて、市役所やグラウンド等を適切に指定するとともに、平常時から施設管理者等の協力を得て、整備・維持管理に努める。



## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### (1) ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出等による多数の死傷者の発生

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
防災・減災事業の充 実・防犯対策の強化	農林水産課 建設課	防災上特に重要なため池や老朽化したため池等、決壊時に大きな被害を及ぼす恐れのあるため池については、安全性の確保に向けて、適切な維持管理及び必要に応じた改修・修繕を行う必要がある。	防災上特に重要なため池や老朽ため池を中心として、安全対策の強化を図る上で、適切な維持管理を行うとともに、必要に応じ県と連携の上、必要な改修・修繕等を計画的に行う。
	防災安全課 農林水産課 建設課	ため池の決壊等に備えた迅速な避難に向けて、市民等に対し、土砂災害警戒区域、予報等の伝達方法、避難所等の位置、その他迅速な避難を行うために必要な事項等の周知を図る必要がある。	ため池等の決壊による災害への備えとして、ため池浸水想定区域の住家を中心に、ハザードマップ等を活用した危険個所の周知を行う。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない  
 (2) 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
防災・減災事業の充 実・防犯対策の強化	うみがめ課	災害に起因する危険物の流出による二次被害の拡大を防止する必要がある。	大気汚染や水質汚濁、土壌汚染等の防止に対する県の取組について、県や関係行政機関等との連絡・協力体制を構築する。
	宗像地区消防本部	消防法令等に基づき、宗像地区消防本部において危険物施設設置の許認可及び検査事務を実施している。危険物施設の新規設置に対し、位置、構造及び設備が技術上の基準に適合しているか審査を行うとともに、許認可をしている施設に対し、位置、構造、設備、危険物の貯蔵、取扱いが技術上の基準に適合しているか確認する必要がある。	宗像地区消防本部において、定期的に立入検査を実施し、実態把握を行うとともに指導を行う。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(3) 農地・森林等の被害による荒廃

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
1次産業の振興	農林水産課	適正な管理が行われていない農地は、国土の保全や洪水防止、水源かん養など多面的機能の発揮に支障を来すため、農地の荒廃の解消を進めていくと共に、諸条件等が整う地域については、圃場整備等による耕作環境の効率化を図る必要がある。	後継者などの担い手不足などに伴う農地等の荒廃の解消に向けて、地域ぐるみの保全管理の促進を支援するため、国交付金の助成による支援や組織活動への助言指導を行う。
自然環境の保全	農林水産課	森林の荒廃を未然に防止し、森林の有する土砂災害防止等の公益的機能を持続的に維持するため、森林・林道の保全・整備を行っていく必要がある。	森林の荒廃防止に向け、未整備森林の荒廃調査を行うとともに、必要に応じて間伐等を行う。また、林道の保全に向け、必要に応じて改修や修繕等を行う。

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### (1) 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
防災・減災事業の充 実・防犯対策の強化	うみがめ課	大規模災害発生時に大量発生する災害廃 棄物について、処理体制の構築を図る必 要がある。	「福津市災害廃棄物処理計画」及び「福 津市一般廃棄物処理計画」等に基づき、 災害廃棄物の収集・処理体制の構築を図 る。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(2) 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
防災・減災事業の充 実・防犯対策の強化	防災安全課	大規模災害発生時においては、市職員全員が各々の部署にて災害対応に当たる事となるため、平常時から市職員の防災知識及び防災意識の向上を図る必要がある。	「福津市地域防災計画」に基づき、災害発生に対し迅速な対応ができるよう、職員を対象に防災教育を行う。また、建設部門の職員を中心に、被災した建築物や宅地、公共インフラ等の危険状況を判断できる知識や技術の向上等に努める。
	総務課	災害からの復旧に向けて、市職員のみでは行政機能の維持に向けて人材が不足する場合に備え、受援体制を構築しておく必要がある。	必要に応じ、迅速に受援が受けられるよう「福津市災害時受援計画（庁内指針）」に基づき、体制を構築する。
	防災安全課	災害発生後、市内外の関係団体等から迅速に応急対策の協力を受けられるよう、対策の内容や方法を定めておく必要がある。	災害に備え、市内外の関係団体等と応急対策の業務内容や協力方法を定めた協定の締結を促進する。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(2) 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
防災・減災事業の充 実・防犯対策の強化	防災安全課	被災者の生活再建を進めるにあたり、り 災証明書の発行や災害弔慰金などの支 給、農林漁業や中小企業への支援など、 被災者等の生活再建に向けた支援の速や かな実施と、市に甚大な被害が生じた場 合の復興計画の策定に向け、必要な整理 をあらかじめ実施しておく必要がある。	被災者等への速やかな支援の実施及び必 要が生じた場合の復興計画の策定に向 け、「福津市地域防災計画」に基づき、必 要事項の事前整理を行う。
地域福祉・地域間交 流の推進	まちづくり推進室	災害後において被災者の多様なニーズに きめ細かく対応するためには、ボランテ ィアの参加・協力が不可欠である。災害 時のボランティア活動が円滑に行われる よう、活動環境の整備を推進する必要が ある。	平常時から社会福祉協議会や日本赤十字 社、未来共創センター等との連携を密 にするとともに、ボランティア活動の支 援やリーダーの育成、受け入れ体制の整 備等を推進する。
郷づくり活動の充 実・住民参画の推進	まちづくり推進室	災害発生時及び災害からの復旧・復興時 において共助の中核を担う地域コミュニ ティの更なる醸成を図るため、平常時か ら郷づくり推進協議会や自治会等活動の 活性化を推進する必要がある。	郷づくり推進協議会や自治会活動の更な る活性化に向けて、「郷づくり基本構想」 等に基づき、郷づくり活動等の周知や交 付金の交付、活動環境の充実等による支 援を行う。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
史跡整備と文化財の 保護	文化財課	災害発生時における重要な文化財・世界遺産の毀損滅失を防止するため、文化財の保存に向けた適切な点検や必要に応じた修理、整備を行う必要がある。また、併せて火災予防体制の強化や文化財に対する防災意識の高揚を図る必要がある。	災害による重要な文化財・世界遺産の毀損滅失を防止するため、「国指定史跡津屋崎古墳群保存管理計画」等に基づき、文化財の適正な点検や修理、整備を行うとともに、防火管理体制の構築や防火意識の普及啓発を図る。

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### (4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
防災・減災事業の充 実・防犯対策の強化	建設課 都市管理課	災害発生時において住宅の全壊等により住宅の確保が困難な状態に陥る危険性がある事を想定し、応急仮設住宅が迅速かつ適切に提供できる体制を構築しておく必要がある。	大規模災害発生時において、必要が生じた際に迅速に応急仮設住宅を建設できるよう、平常時から事前に候補地選定の検討等、準備を進める。
	契約管財課 福岡県営住宅課 福岡県住宅供給公 社	災害発生時において住宅の全壊等により住宅の確保が困難な状態に陥る危険性がある事を想定し、公営住宅の空き部屋等への入居や、民間住宅への入居斡旋または借り上げによる供給ができる体制を構築しておく必要がある。	大規模災害発生時において、必要が生じた際に迅速に市営・県営住宅の空き状況を把握する体制を構築する。また、民間住宅の借り上げ等の円滑化に向けて、その際の取り扱い等についてあらかじめ定めるよう努める。



## 第3章 計画の推進と進捗管理

---

### 第1節 計画の推進体制

---

本計画の推進にあたっては、全庁横断的な体制に加え、国や県、関係団体等と連携して進めていく必要があります。

本計画の策定にあたっては、福津市庁議等に関する規程に規定する計画策定会議を設置し、本計画の内容に関する検討を行うとともに、福津市防災会議条例に基づき、同会議において本計画の内容に対する審議を行う体制をとっています。

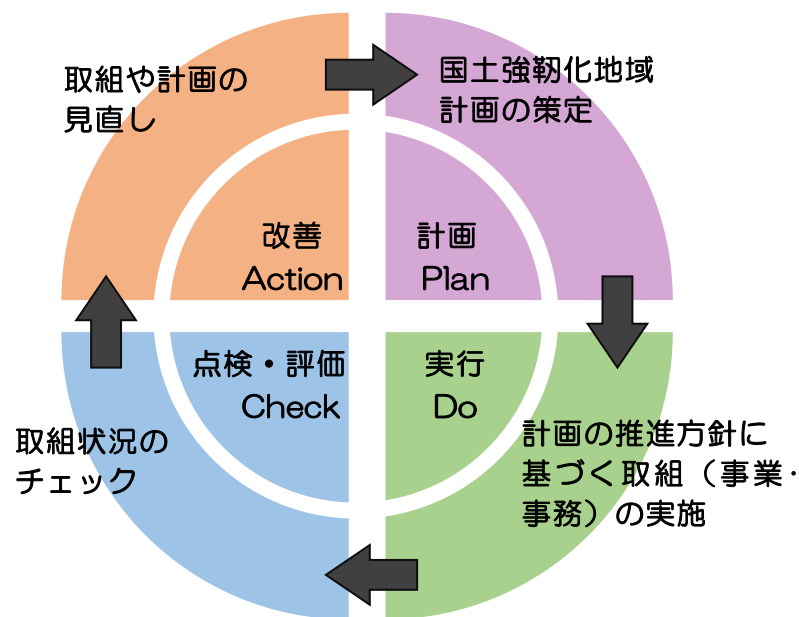
本計画の推進体制については、策定体制に準じ、福津市庁議等に関する規程に規定する計画推進会議を設置し、庁内における本計画に掲げる推進方針に基づき実施する事業・事務の推進を図るとともに進捗管理を行います。また、福津市防災会議委員に推進状況等の報告を行うこととします。

## 第2節 計画の進捗管理

本計画に基づく取組については、国基本計画及び県地域計画と調和を保ち、基本構想と基本的な考え方の整合を図るとともに福津市地域防災計画をはじめとした各分野別計画と関連しながら推進していきます。

具体的な手法として、国土強靱化の取組の着実な推進に向け、毎年度、計画に掲げる推進方針に基づき実施する主要な事業の計画や成果を集約した一覧表を作成し、同表等を基に計画推進会議において推進状況の確認と進捗管理を行います。

また、計画最終年度においては、PDCA サイクルに基づき、進捗管理の結果や行政評価結果などを踏まえ、計画改訂に向けて取組内容や施策等の見直しを行います。



福 津 市  
国土強靱化地域計画

---

令和 年 月

〒811-3293  
福岡県福津市中央1丁目1番1号  
福津市総務部防災安全課

TEL 0940-43-8107  
FAX 0940-43-3168